



# 佐賀県公報

平成16年  
12月28日  
(火曜日)  
号外第2号

## 目次

### 規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

(七〇・健康福祉本部)一  
(七一・市町村課)二

◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(七一・市町村課)二

人事委員会事項

◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(規則二八)四

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(規則二九)四

◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(規則三〇)四

◎佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

(規則三一)五

公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(規則六)五

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第七十号

佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福祉事務所」の下に「(北部福祉事務所を除く。)」を加える。

第四条第一項中「の地域福祉課」を削る。

第六条第四項中「その課」を「所又はその課」に改め、同条第六項中「職にある者」の下に「のうち、所長が指名する者」を加える。

- 市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則(規則第七一号)
  - 1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一月一日に唐津市及び白石町に係る合併が、同年三月一日に小城市及びみやき町に係る合併が行われることに
- 3 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第七〇号)

- 1 北部福祉事務所に課を置かないこととした。(第二条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則(規則第七一号)

- 1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一月一日に唐津市及び白石町に係る合併が、同年三月一日に小城市及びみやき町に係る合併が行われることに

伴い、関係する次の佐賀県規則について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県観光施設管理規則(第一条関係)

(2) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(第二条及び第三条関係)

(3) 佐賀土木事務所設置規則(第四条及び第五条関係)

(4) 佐賀県農林事務所管理規則(第六条関係)

(5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(第七条関係)

(6) 建築基準法施行細則(第八条及び第九条関係)

(7) 佐賀県建築計画概要書閲覧規則(第一〇条関係)

(8) 佐賀県営住宅条例施行規則(第二一条関係)

(9) 佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則(第一二条関係)

2 この規則中、唐津市に係る合併及び白石町に係る合併に伴う改正については平成一七年一月一日から、小城市に係る合併及びみやき町に係る合併に伴う改正については同年三月一日から施行することとした。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。  
平成十六年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第七十一号

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則  
(佐賀県観光施設管理規則の一部改正)

第一条 佐賀県観光施設管理規則（平成元年佐賀県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「鎮西町」を「唐津市」に改め、同条第二項中「呼子町」を「唐津市」に改め、同条第三項中「肥前町」を「唐津市」に改める。  
(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第四の第一号中「白石町、福富町及び有明町」を「及び白石町」に改め、第三号の表中

「  
白石町  
福富町  
有明町  
」  
を  
「  
白石町  
」  
に改める。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第四の第一号中「諸富町」を「小城市（牛津町及び芦刈町）、諸富町」に、「牛津町、芦刈町、北方町」を「北方町」に改め、第三号の表中

「  
久保田町  
牛津町のうち九州旅客鉄道株式会社長崎本線以南の地域  
域及び小城市芦刈町  
諸富町  
」  
を  
「  
久保田町  
大和町のうち県道小城北茂安線以南の地域  
牛津町（イに掲げる地域を除く。）  
」  
に、  
「  
大和町のうち県道小城北茂安線以南の地域  
牛津町（イに掲げる地域を除く。）  
」  
を  
「  
小城市牛津町（イに掲げる地域を除く。）  
大和町のうち県道小城北茂安線以南の地域  
牛津町（イに掲げる地域を除く。）  
」  
に改める。  
(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)

第四条 佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第一号中「東松浦郡肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町」を「唐津市のうち旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町並びに東松浦郡玄海町」に改める。

(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)

第五条 佐賀県土木事務所設置規則の一部を次のように改正する。

別表の佐賀土木事務所の項の所管区域の欄中「佐賀郡の区域 小城郡の区域」を「小城市的区域 佐賀郡の区域」に改める。  
(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

**第六条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一  
部を次のように改正する。**

第二条の表の佐賀中部農林事務所の項の所管区域の欄中「佐賀郡」を「、  
小城市、佐賀郡」に改め、「小城郡」を削る。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「唐津市又は浜玉町」を「又は唐津市」に、「唐津市  
長又は浜玉町長」を「又は唐津市長」に改める。

**第八条 建築基準法施行細則（昭和三十六年佐賀県規則第十四号）の一部を次  
のように改正する。**

（建築基準法施行細則の一部改正）

**第八条 建築基準法施行細則（昭和三十六年佐賀県規則第十四号）の一部を次  
のように改正する。**

第八条の二の表を次のように改める。

区 域	垂直積雪量
唐津市（旧巣木町、旧相知町及び旧肥前町を除く。） 鹿島市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 芦刈町 玄海町 白石町 太良町	○・一〇メートル
鳥栖市 唐津市（旧巣木町、旧相知町及び旧肥前町に限 る。） 伊万里市 武雄市 大和町 神埼町 千代田町 三田川町 東脊振村 基山町 中原町 北茂安町 三 根町上峰町 小城町 三日月町 牛津町 有田町 西有 田町 北方町 大町町 江北町 塩田町 嬉野町	○・一五メートル
多久市 七山村 山内町	○・二〇メートル
富士町	○・三五メートル
脊振村	○・四〇メートル
三瀬村	○・四五メートル

（建築基準法施行細則の一部改正）

**第九条 建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。**

第八条の二の表中「鹿島市」を「鹿島市 小城市（芦刈町に限る。）」  
に、「久保田町 芦刈町」を「久保田町」に、「武雄市」を「武雄市 小城  
市（芦刈町を除く。）」に、「基山町 中原町 北茂安町 三根町 上峰町  
小城町 三日月町 牛津町」を「基山町 上峰町 みやき町」に改める。

（佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部改正）

第十条 佐賀県建築計画概要書閲覧規則（昭和四十八年佐賀県規則第六号）の  
一部を次のように改正する。

第二条の表中「佐賀郡 小城郡」を「小城市 佐賀郡」に改める。  
（佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正）

**第十一条 佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）の一  
部を次のように改正する。**

別表第一中

「樂山 県営住宅	佐賀郡大和町
神埼 県営住宅	神埼郡神埼町
本桜 県営住宅	三養基郡基山町
中原 県営住宅	三養基郡中原町
石貝 県営住宅	三養基郡北茂安町
小城 県営住宅	小城郡小城町

に改める。

<p>「<b>地方労働委員会</b>」 「<b>地方労働委員会事務局</b>」に改める。</p> <p>〔<b>古賀県障害住宅</b>〕 〔<b>川嬉野郡みやき町</b>〕</p>	<p>〔<b>中原県障害住宅</b>〕 〔<b>川嬉野郡みやき町</b>〕</p>
<p>（佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則の一部改正）</p> <p><b>第十二条</b> 佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則（平成七年佐賀県規則第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条中「鎮西町」を「唐津市」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則中第一条、第二条、第四条、第七条、第八条及び第十二条の規定は平成十七年一月一日から、その他の規定は平成十七年三月一日から施行する。</p> <p>○ <b>人事委員会事項</b></p> <p>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十六年十二月二十八日</p> <p>佐賀県人事委員会 委員長 蜂 谷 尚 久</p> <p>● <b>佐賀県人事委員会規則第二十八号</b></p> <p>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>則</p> <p>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中</p>	<p>この規則は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p>期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十六年十二月二十八日</p> <p>佐賀県人事委員会 委員長 蜂 谷 尚 久</p> <p>● <b>佐賀県人事委員会規則第二十九号</b></p> <p>期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>則</p> <p>期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の四第一項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十六年十二月二十八日</p> <p>佐賀県人事委員会 委員長 蜂 谷 尚 久</p> <p>● <b>佐賀県人事委員会規則第三十号</b></p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>則</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表の本府の地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労</p>

「**地方労働委員会**」  
「**地方労働委員会事務局**」  
」を

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本府の地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労

「労働委員会事務局」に改め、同表の備考中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

#### ●佐賀県人事委員会規則第三十一号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

#### ○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

#### ●佐賀県公安委員会規則第六号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

#### 第一条 佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の佐賀県唐津警察署の浜崎交番の項を次のように改める。

浜崎交番	唐津市浜玉	唐津市のうち、浜玉町大江、浜玉町浜崎
	町浜崎	岡口、浜玉町五反田、浜玉町谷口、浜玉町鳥巣、浜玉町浜崎、浜玉町東山田、浜玉町平原、浜玉町渕上、浜玉町南山、浜玉町山瀬、浜玉町横田上、浜玉町横田下

別表第一の一の表の佐賀県唐津警察署の東唐津交番の項中「唐津市東唐津四丁目」を「東唐津四丁目」に改める。

別表第一の二の表の佐賀県相知警察署の項を次のように改める。

		相知		相知		相知		相知		相知		相知		相知	
		警察署		大野警察官		駐在所		唐津市相知		唐津市		伊岐佐、相知町牟田部、相知町黒岩、相知町久保、相知町山崎、相知町中千束		押川、緑山、山手町、米の山、上園、寺町、梶山を除く）、相知町長部田、相知町鷹取、相知町田頭、相知町湯屋、相知町横枕	
平山	平山	相知	相知	大野	大野	町大野	町大野	山	山	唐津市	唐津市	唐津市	唐津市	唐津市	唐津市
	町平山上	相知	相知												

唐津市のうち、相知町平山上、相知町平山下、相知町佐里、相知町相知町湯屋、相知町横枕  
(緑町、押川、緑山、山手町、米の山、上園、寺町、梶山)

別表第一の二の表の佐賀県唐津警察署の川原橋警察官駐在所の項中「鬼塚橋本」を「橋本」に改め、同表の佐賀県唐津警察署の徳須恵警察官駐在所及び値賀警察官駐在所の項を次のように改める。

徳須恵〃	
〃 北波 多徳須恵	
値賀〃	
東松浦郡玄海町大字今石田	玄海町のうち、大字値賀川内、大字浜野浦、大字大蘭、大字坂屋、大字山彦
村	上平野、北波多岸山、北波多志氣、北波多下平野、北波多竹有、北波多田中、北波多徳須恵、北波多成淵、北波多稗田、北波多行合野、北波多

別表第一の二の表の佐賀県唐津警察署の川原橋警察官駐在所の項中「鬼塚橋本」を「橋本」に改め、同表の佐賀県唐津警察署の徳須恵警察官駐在所及び値賀警察官駐在所の項を次のように改める。

本山〃	岩屋〃	町本山	唐津市内のうち、厳木町本山
厳木〃	町岩屋	〃 岩屋	唐津市内のうち、厳木町岩屋、厳木町本山（舟木谷、高倉）
中島〃	町中島	〃 岩木	唐津市内のうち、厳木町中島、厳木町広瀬、厳木町浦川内、厳木町平之、厳木町鳥越、厳木町天川、厳木町星領、厳木町広川、厳木町牧瀬、厳木町瀬戸木場
切			山、棕の木）、相知町楠、相知町町
			切

別表第一の二の表の佐賀県呼子警察署の項を次のように改める。

入野〃	町入野	唐津市肥前	唐津市内のうち、肥前町入野（晴気を除く。）、肥前町星賀、肥前町納所
高串〃	町田野	〃 肥前	唐津市内のうち、肥前町田野、肥前町入野（晴気）、肥前町梅崎、肥前町鶴牧、肥前町大頭
切木〃	町切木	〃 肥前	唐津市内のうち、肥前町新木場、肥前町寺浦、肥前町切木、肥前町仁田野尾、肥前町万賀里川、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町上ヶ倉

別表第一の二の表の佐賀県白石警察署の福富警察官駐在所の項中「福富町大字福富」を「白石町大字福富」に、「福富町のうち」を「白石町のうち」に改め、同表の佐賀県白石警察署の住の江警察官駐在所の項中「福富町」を「白石町」に改め、同表の佐賀県白石警察署の北有明警察官駐在所の項中

馬渡島〃	名護屋〃	町名護屋	〃 鎮西	小川島警察官駐在所	呼子	〃 警察署
馬渡島	名護屋	町名護屋	〃 鎮西	町早田	唐津市呼子	小川島警察
町馬渡島	名護屋	町名護屋	〃 鎮西	町加倉	唐津市小川島、鎮西町松島	唐津市呼子

「白石町大字築切」を「〃 大字築切」に改め、同表の佐賀県白石警察署の南有明警察官駐在所の項の位置の欄中「有明町大字牛屋」を「〃 大字牛屋」に、「有明町のうち」を「白石町のうち」に改め、「大字新明」の下に「大字新開」を加え、同表の佐賀県白石警察署の有明警察官駐在所及び龍王警察官駐在所の項中「有明町」を「白石町」に改める。

別表第一の四の表の佐賀県呼子警察署の項を次のように改める。

〃 呼子警察署	唐津市のうち、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町大友、呼子町加部島
---------	--

（佐賀県道路交通法施行細則の一部改正）

**第二条** 佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一般国道二〇二号の項中「東松浦郡浜玉町大字」を「唐津市浜玉町」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

申購  
込先  
料  
一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月二十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水火曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)